

地域相談体制の強化関係

4 地域相談体制の強化

地域包括支援センター等における業務補助等を行う事業について

- 高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センター等（以下「地域包括支援センター等」という。）に相談支援の専門職のバックアップを行う事務職員等を雇用する事業（以下「本事業」という。）を緊急雇用創出事業の事業例として新たに位置づけることとしている。
 - 地域包括支援センター等に配置されている専門職（ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）が、本来の相談支援業務に集中できる環境を作るため、利用者に関する情報整理等、専門職の業務を軽減するための事務や、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方を適切な支援へつなげる業務等を行う職員を配置する事業である。
 - 業務の例示
 - ・利用者に関する情報の整理
 - ・連絡会議等の開催のための関係者との連絡調整
 - ・認知症の方に対する適切な支援へつなげるための業務 等
 - 職員配置の例示
 - ・事務職員
 - ・認知症サポーター研修修了者など認知症の方への一定程度の理解がある者
 - ・介護予防のケアプラン作成担当者
などが考えられる。
- ※ なお、これらの業務等については、例示として挙げたものであり、地域の実情に応じた職員を配置することができる。
- 本事業は、地域包括支援センター等の実施主体である市町村が実施することを想定しているが、地域包括支援センター等の委託先に本事業の実施を委託することもできる。
 - また、地域包括支援センターには、ブランチ（住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつな

ぐための「窓口」) やサブセンター (市町村や社会福祉法人等が、在宅介護支援センターの職員を地域包括支援センターの職員として採用するなどした後、その職員を、在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センターの支所で勤務させ、地域包括支援センターの機能の一部を行わせるような形態) も含まれる。

- 本事業により雇用する職員の雇用期間については、実質的には1年間が限度となる。(緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため)
- 雇用期間終了後、引き続き雇用を継続する場合は、地域支援事業交付金等の別財源を活用されるようお願いしたい。
- 都道府県におかれては、本事業を緊急雇用創出事業における重点分野として位置づけ、管内の市町村に積極的な活用を促されたい。
- 当事業のスキームは下図のとおりになっている。

